



国民健康保険 だより 保存版

令和2年6月10日 発行
発行 福生市
編集 市民部 保険年金課
〒197-8501
福生市本町5番地
電話 042-551-1640(直通)

国民健康保険は
支えあいの制度です



★福生市ホームページ：<https://www.city.fussa.tokyo.jp/> ▶くらしの情報 ▶税・保険・年金 ▶国民健康保険

令和2年度 国民健康保険税納税通知書について

国民健康保険税納税通知書は、例年、7月の初旬に送付していますが、他市から転入した方の所得の状況等について、可能な限り最新の申告内容を納税通知書に反映させた後に発送することとするため、今後は7月の中旬までに発送する予定です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁は、税務署へ提出する「確定申告書」の提出期限について、令和2年4月16日まで延長しておりましたが、昨今の感染拡大状況を考慮し、令和2年4月17日以降であっても柔軟に受付することとしたため、確定申告書の提出の時期によっては申告内容が反映されていない税額となっている可能性があります。福生市で申告の内容を把握し次第「国民健康保険税更正決定通知書」を送付しますので、正しい税額をご確認ください。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

—— 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために ——

郵送での手続きをお願いします



新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、皆さん一人ひとりに「不要不急の外出を控えること」への協力が、強く求められています。

窓口に来庁しなくても受付が可能な手続きもあります。感染リスク低減のために、来庁を予定されている方は、お電話でお問い合わせの上、郵送での手続きをご検討ください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

10万円の特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください！

新型コロナウイルス感染症に伴う 国民健康保険傷病手当金について

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策—第2弾—」（令和2年3月10日決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合、傷病手当金を支給する市町村等に対し支給金額について国が特例的な財政支援を行う」ことが盛り込まれました。

福生市においても、国民健康保険に加入している方で条件に該当する方は傷病手当金を支給することとなりました。

支給要件

◆対象者

- 1 給与の支払いを受けている福生市国民健康保険の加入者。
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなった方。

◆支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間（令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間） ※支給対象期間については、今後、変更になる可能性があります。

◆支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数） × 2/3 × 日数

※1）ただし、給与等が一部減額されている場合や、休業補償等を受けることができる場合は、支給額が減額されたり、支給されないことがあります。

※2）支給額には上限があります。

申請について

- 支給を受けるためには、申請が必要です。申請先は福生市保険年金課です。
- 申請には、医師の意見書（医療機関を受診した場合に限る）及び事業主の証明が必要となります。
- 申請を希望する場合は、**必ず事前に**保険年金課 保険年金係 ☎042-551-1640（直通）に電話でお問い合わせください。

— 国民健康保険税の減免について —

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みとなり、国民健康保険税の納付が困難な世帯について、国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。

ホームページに要件等の詳細を掲載しています。詳しくはホームページをご覧ください。福生市保険年金課までお問い合わせください。

対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比べて一定以上減少する見込みの世帯

対象となる保険税

- 1 平成31年度（令和元年度）
納期限が令和2年2月1日以降分
- 2 令和2年度 全期分
（納税通知書は令和2年7月7日頃に発送予定です）

申請に必要な書類について

- 1 国民健康保険税減免申請書
- 2 調査票
- 3 令和2年中の収入の見込みがわかる資料
- 4 令和2年1月から直近までの収入がわかる書類
（事業収支の帳簿や給与明細等）
- 5 令和元年分の確定申告書の写し
（給与収入のみの場合は源泉徴収票でも可）

上記の1と2につきましては、ホームページから印刷できます。

※1）印刷環境がない方につきましては、必要書類を郵送いたしますので、お電話にてご連絡ください。

※2）状況により、上記の書類の他にも資料の提出が必要になる場合があります。

特定健康診査を受診しましょう！

福生市で国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、市内の指定医療機関で毎年『特定健康診査』という健康診断を行っています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は8月1日（土曜日）から10月31日（土曜日）まで（※）の期間で行います。対象の方には、7月下旬に受診券をお送りします。

（※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今後も実施期間等が変更になる場合があります。）

■特定健康診査の目的

特定健康診査は、生活習慣病（糖尿病・高血圧等）の早期発見、改善を目的とした健診です。お腹まわりや血圧、血糖等の数値をもとに生活習慣病のリスクを判定します。生活習慣病は予防、改善ができるため、健診を受けて発症や重症化を防ごうという目的があります。

■リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、「特定保健指導」という生活習慣を見直すための専門家による支援事業を無料で行っています。

早期の取り組みが大切です。対象の方には、後日、ご案内をお送りします。一緒に生活習慣を見直していきましょう。



無料で受診できます！
健診のことや受診券についてのお問い合わせは保健センターまで。

■職場での健診や人間ドックを受ける方へ

福生市の特定健康診査を受診せず、職場での健診や人間ドックを受けた方は健診結果のコピー・問診票をご提出ください。

特定健康診査と同様に生活習慣病のリスクがあると判定された方は、特定保健指導を無料でお受けいただけます。提出に関する詳しい内容は、保健センターにお問い合わせください。

■毎年、継続的に受診しましょう

生活習慣病に罹患し、特定健康診査を受診していない方の医療費が、受診した方に比べて高くなっています。

生活習慣病は、早期に対応することで、早期回復や症状進行の緩和が望め、治療費の抑制にもつながります。

カラダの小さな変化を見逃さないためにも、健診は毎年受診しましょう。また、現在治療中の方も受診できます。

特定健康診査のお問い合わせは…

福生市保健センターへ
電話 042-552-0061（直通）

こんな時は手続きが必要です！

国民健康保険を脱退するとき

- ・福生市から転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき（※1）
- ・職場の健康保険の扶養になったとき（※1）
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき

国民健康保険に加入するとき

- ・福生市に転入してきたとき
- ・職場の健康保険をやめたとき（※2）
- ・職場の健康保険の扶養でなくなったとき（※2）
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

●上記の場合は、原則として14日以内でのお手続きをお願いしていますが、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り市役所へのご来庁はお控えいただき、郵送でのお手続きをお願いします。
ご希望のお手続きありましたら、まずはお電話でお問い合わせください。

●お手続きの際は、本人確認書類、印鑑、マイナンバーがわかるものをお持ちください。

●（※1）のときは職場の健康保険証（国保をやめる方全員分）、（※2）のときは健康保険の資格喪失証明書等が別途必要です。

詐欺にご注意ください！

市の職員を名乗る不審電話が発生しています！

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書 になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



ポイントで 買い物ができる!

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!



健康保険証 として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの
申請方法は
[こちら](https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/)



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

